平成２１年（フ）第１３０４号
名古屋市中川区江松３丁目1101番地　江松荘109号
債務者　東洋木型製作所こと　高尾　恭作
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３９号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地６棟202号
債務者　木村　修治
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８２号
名古屋市千種区猫洞通３丁目７番地の54
債務者　井上　敏未
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６１５号
名古屋市北区中杉町１丁目２番地　山田荘１階西
債務者　佐藤　義正
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６７９号
名古屋市港区高木町１丁目43番地の２　フローラルタカギ203号
債務者　井上かなめ
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１７号
鳥取県境港市財ノ木町74番地12
債務者　曽田　一生
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３１号
鳥取県米子市旗ケ崎６丁目６番１号
債務者　相見　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３２号
鳥取県米子市旗ケ崎６丁目６番１号
債務者　相見　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４１号
鳥取県米子市旗ケ崎３丁目14番14号　Ｆ号Ｐ－１号
債務者　鈴木　聡史
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第２０７７号
広島市東区牛田南２丁目10番10号
債務者　多田　裕慧
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８１９号
広島市中区基町20番１―342号
債務者　小川　三男
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６７号
広島市東区馬木５丁目1278番地
債務者　後東　忻哉
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８７９号
広島市安佐南区緑井６丁目37―５―403、住民票上の住所広島市安佐南区川内１丁目５番20―302号
債務者　長谷　美世
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８２号
広島県廿日市市塩屋２丁目２番40号
債務者　中本ひとみ（旧姓松木・久保）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９１１号
広島市南区大州２丁目15番12―302号
債務者　末広　正行
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９７号
愛媛県西予市明浜町俵津４番耕地232番地
債務者　小濱ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２３３号
福岡県久留米市北野町赤司1076番地１
債務者　宮崎　春江
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所久留米支部